

令和 8 年 第 3 回

茅ヶ崎市議会定例会議案書

令和 8 年 8 月 3 1 日 提出

目 次

議案第 102 号	令和 8 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 4 号) -----	7
議案第 103 号	令和 8 年度茅ヶ崎市一般会計補正予算 (第 5 号) -----	2 1
議案第 104 号	令和 8 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業 特別会計補正予算(第 1 号) -----	3 7
議案第 105 号	令和 8 年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事 業特別会計補正予算(第 1 号) -----	4 9
議案第 106 号	令和 8 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別 会計補正予算(第 1 号) -----	6 1
議案第 107 号	茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条 例 -----	7 4
議案第 108 号	茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医 、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災 害補償に関する条例の一部を改正する 条例 -----	7 9
議案第 109 号	茅ヶ崎市認可地縁団体印鑑条例の一部 を改正する条例 -----	8 1
議案第 110 号	茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部 を改正する条例の一部を改正する条例 -----	8 2
議案第 111 号	茅ヶ崎市景観条例の一部を改正する条 例 -----	8 3
議案第 112 号	茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例 の一部を改正する条例 -----	8 4
議案第 113 号	動産の取得について -----	8 5

議案第 114 号	令和 7 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会 計利益の処分について-----	8 6
議案第 115 号	和解について-----	8 8
議案第 116 号	市道路線の廃止について-----	8 9
議案第 117 号の 1	市道路線の認定について-----	9 2
議案第 117 号の 2	市道路線の認定について-----	9 5
議案第 117 号の 3	市道路線の認定について-----	9 8
議案第 117 号の 4	市道路線の認定について-----	1 0 1
議案第 117 号の 5	市道路線の認定について-----	1 0 4
議案第 117 号の 6	市道路線の認定について-----	1 0 9
議案第 117 号の 7	市道路線の認定について-----	1 1 2
認定第 1 号	令和 7 年度茅ヶ崎市一般会計歳入歳出 決算の認定について-----	1 1 5
認定第 2 号	令和 7 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業 特別会計歳入歳出決算の認定について-----	1 1 6
認定第 3 号	令和 7 年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事 業特別会計歳入歳出決算の認定につ いて-----	1 1 7
認定第 4 号	令和 7 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別 会計歳入歳出決算の認定について-----	1 1 8
認定第 5 号	令和 7 年度茅ヶ崎市公共用地先行取得 事業特別会計歳入歳出決算の認定につ いて-----	1 1 9
認定第 6 号	令和 7 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会 計決算の認定について-----	1 2 0

認定第 7 号	令和 7 年度茅ヶ崎市病院事業会計決算 の認定について-----	1 2 1
報告第 1 6 号	令和 7 年度茅ヶ崎市一般会計予算の継 続費精算報告について-----	1 2 3
報告第 1 7 号	令和 7 年度茅ヶ崎市健全化判断比率に ついて-----	1 2 6
報告第 1 8 号	令和 7 年度茅ヶ崎市資金不足比率につ いて-----	1 2 8
報告第 1 9 号	専決処分の報告について-----	1 3 0
報告第 2 0 号	専決処分の報告について-----	1 3 1
報告第 2 1 号	専決処分の報告について-----	1 3 2

令和8年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第4号）

令和8年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82,888千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97,745,593千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和8年8月31日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		18,534,360	43,741	18,578,101
	1 国庫負担金	16,021,129	2,575	16,023,704
	2 国庫補助金	2,444,616	41,166	2,485,782
16 県支出金		8,131,204	1,288	8,132,492
	1 県負担金	5,342,306	1,288	5,343,594
20 繰越金		2,114,045	10,859	2,124,904
	1 繰越金	2,114,045	10,859	2,124,904
22 市債		5,368,500	27,000	5,395,500
	1 市債	5,368,500	27,000	5,395,500
歳 入 合 計		97,662,705	82,888	97,745,593

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		11,498,183	6,570	11,504,753
	1 総務管理費	9,296,953	6,570	9,303,523
3 民生費		44,236,858	5,152	44,242,010
	2 児童福祉費	20,527,649	5,152	20,532,801
6 農林水産業費		402,952	9,866	412,818
	1 農業費	202,257	9,866	212,123
7 商工費		1,553,175	31,300	1,584,475
	1 商工費	1,553,175	31,300	1,584,475
8 土木費		7,210,959	30,000	7,240,959
	2 道路橋りょう費	1,748,052	30,000	1,778,052
歳 出 合 計		97,662,705	82,888	97,745,593

第 2 表 地 方 債 補 正

変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
橋 り ょ う 等 長 寿 命 化 推 進 事 業	236,400	263,400
計	5,368,500	5,395,500

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	18,534,360	43,741	18,578,101
16 県支出金	8,131,204	1,288	8,132,492
20 繰越金	2,114,045	10,859	2,124,904
22 市債	5,368,500	27,000	5,395,500
歳 入 合 計	97,662,705	82,888	97,745,593

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	11,498,183	6,570	11,504,753
3 民生費	44,236,858	5,152	44,242,010
6 農林水産業費	402,952	9,866	412,818
7 商工費	1,553,175	31,300	1,584,475
8 土木費	7,210,959	30,000	7,240,959
歳 出 合 計	97,662,705	82,888	97,745,593

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定	財 源		一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	0	6,570
3,863	0	0	1,289
9,866	0	0	0
31,300	0	0	0
0	27,000	0	3,000
45,029	27,000	0	10,859

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	18,534,360	43,741	18,578,101
1 国庫負担金	16,021,129	2,575	16,023,704
1 民生費国庫負担金	16,008,118	2,575	16,010,693
2 国庫補助金	2,444,616	41,166	2,485,782
4 農林水産業費国庫補助金	51,500	9,866	61,366
8 商工費国庫補助金	0	31,300	31,300
16 県支出金	8,131,204	1,288	8,132,492
1 県負担金	5,342,306	1,288	5,343,594
1 民生費県負担金	5,305,677	1,288	5,306,965
20 繰越金	2,114,045	10,859	2,124,904
1 繰越金	2,114,045	10,859	2,124,904
1 繰越金	2,114,045	10,859	2,124,904
22 市債	5,368,500	27,000	5,395,500
1 市債	5,368,500	27,000	5,395,500
6 土木債	1,325,600	27,000	1,352,600
歳 入 合 計	97,662,705	82,888	97,745,593

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 児童福祉費負担金	2,575	6 養育医療給付費負担金（1／2）	2,575
2 地方創生臨時交付金	9,866	2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	9,866
1 地方創生臨時交付金	31,300	2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	31,300
2 児童福祉費負担金	1,288	5 養育医療給付費負担金（1／4）	1,288
1 前年度繰越金	10,859	1 前年度繰越金	10,859
1 道路橋りょう債	27,000	12 橋りょう等長寿命化推進事業債	27,000

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 総務費	11,498,183	6,570	11,504,753		
1 総務管理費	9,296,953	6,570	9,303,523		
14 スポーツ振興費	725,483	6,570	732,053	一般財源	6,570
3 民生費	44,236,858	5,152	44,242,010		
2 児童福祉費	20,527,649	5,152	20,532,801		
1 児童福祉総務費	4,954,400	5,152	4,959,552	国庫支出金	2,575
				県支出金	1,288
				一般財源	1,289
6 農林水産業費	402,952	9,866	412,818		
1 農業費	202,257	9,866	212,123		
3 農業振興費	19,182	9,866	29,048	国庫支出金	9,866
7 商工費	1,553,175	31,300	1,584,475		
1 商工費	1,553,175	31,300	1,584,475		
1 商工振興費	1,449,855	31,300	1,481,155	国庫支出金	31,300
8 土木費	7,210,959	30,000	7,240,959		
2 道路橋りょう費	1,748,052	30,000	1,778,052		
5 橋りょう維持費	273,418	30,000	303,418	地 方 債	27,000
				一般財源	3,000

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
10 需用費	6,570	60 温水プール管理運営経費 6,570
6 修繕料	6,570	
11 役務費	2	120 養育医療給付事業費 5,152
3 手数料	2	
19 扶助費	5,150	
18 負担金補助及 び交付金	9,866	60 物価高騰対応重点支援事業費 9,866
18 負担金補助及 び交付金	31,300	150 物価高騰対応重点支援事業費 31,300
14 工事請負費	30,000	10 橋りょう等長寿命化推進事業費 30,000

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
歳 出 合 計	97,662,705	82,888	97,745,593		

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	

地 方 債 に 関 す る 調 書

(単位 千円)

区 分	前 年 度 末 現 在 高	当 該 年 度 中 増 減 見 込 み				当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額	
		当 該 年 度 中 起 債 見 込 額				補 正 前	補 正 後
		補正前の額	補 正 額	繰 越 額	計		
1 普 通 債	49,721,091	7,469,800	27,000		7,496,800	53,465,560	53,492,560
(7) 土 木	11,430,019	2,361,700	27,000		2,388,700	12,861,367	12,888,367
合 計	69,259,019	7,469,800	27,000		7,496,800	70,843,263	70,870,263

令和8年度茅ヶ崎市一般会計補正予算（第5号）

令和8年度茅ヶ崎市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180,351千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97,925,944千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和8年8月31日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金		18,578,101	58,059	18,636,160
	1 国庫負担金	16,023,704	4,832	16,028,536
	2 国庫補助金	2,485,782	53,227	2,539,009
16 県支出金		8,132,492	1,600	8,134,092
	2 県補助金	2,308,829	1,600	2,310,429
20 繰越金		2,124,904	111,482	2,236,386
	1 繰越金	2,124,904	111,482	2,236,386
21 諸収入		4,046,145	9,210	4,055,355
	4 受託事業収入	1,054,114	290	1,054,404
	5 雑入	1,142,029	8,920	1,150,949
歳 入 合 計		97,745,593	180,351	97,925,944

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		11,504,753	46,800	11,551,553
	1 総務管理費	9,303,523	42,417	9,345,940
	3 戸籍住民基本台帳費	887,503	4,383	891,886
3 民生費		44,242,010	97,257	44,339,267
	1 社会福祉費	18,685,838	89,103	18,774,941
	2 児童福祉費	20,532,801	8,154	20,540,955
4 衛生費		13,697,768	7,619	13,705,387
	1 保健衛生費	8,548,728	7,619	8,556,347
8 土木費		7,240,959	28,675	7,269,634
	2 道路橋りょう費	1,778,052	28,675	1,806,727
歳 出 合 計		97,745,593	180,351	97,925,944

第 2 表 繰越明許費補正

追 加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	浜園橋橋りょう整備事業	28,675
	4 都市計画費	茅ヶ崎海岸グランドプラン推進事業	15,169

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	18,578,101	58,059	18,636,160
16 県支出金	8,132,492	1,600	8,134,092
20 繰越金	2,124,904	111,482	2,236,386
21 諸収入	4,046,145	9,210	4,055,355
歳 入 合 計	97,745,593	180,351	97,925,944

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	11,504,753	46,800	11,551,553
3 民生費	44,242,010	97,257	44,339,267
4 衛生費	13,697,768	7,619	13,705,387
8 土木費	7,240,959	28,675	7,269,634
歳 出 合 計	97,745,593	180,351	97,925,944

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特	定	財	源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
45,480	0	0	1,320
9,206	0	0	88,051
4,973	0	290	2,356
0	0	8,920	19,755
59,659	0	9,210	111,482

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
15 国庫支出金	18,578,101	58,059	18,636,160
1 国庫負担金	16,023,704	4,832	16,028,536
2 衛生費国庫負担金	13,011	4,832	17,843
2 国庫補助金	2,485,782	53,227	2,539,009
1 総務費国庫補助金	554,033	45,470	599,503
2 民生費国庫補助金	966,442	7,616	974,058
3 衛生費国庫補助金	186,420	141	186,561
16 県支出金	8,132,492	1,600	8,134,092
2 県補助金	2,308,829	1,600	2,310,429
1 総務費県補助金	75,268	10	75,278
2 民生費県補助金	1,098,122	1,590	1,099,712
20 繰越金	2,124,904	111,482	2,236,386
1 繰越金	2,124,904	111,482	2,236,386
1 繰越金	2,124,904	111,482	2,236,386

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 保健衛生費負担金	4,832	4 結核医療費負担金 (3 / 4)	4,832
1 総務管理費補助金	45,470	2 社会保障・税番号制度推進事業補助金 3 デジタル基盤改革支援補助金	4,383 41,087
1 社会福祉費補助金	1,906	13 介護保険事業費補助金	1,906
2 児童福祉費補助金	5,710	1 母子家庭父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業補助金 (3 / 4)	5,710
1 保健衛生費補助金	141	1 結核医療費補助金 (1 / 2)	141
1 総務管理費補助金	10	4 市町村犯罪被害者等日常生活支援事業補助金	10
2 児童福祉費補助金	1,590	14 特定高等職業訓練促進給付金事業費補助金	1,590
1 前年度繰越金	111,482	1 前年度繰越金	111,482

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
21 諸収入	4,046,145	9,210	4,055,355
4 受託事業収入	1,054,114	290	1,054,404
2 衛生費受託事業収入	335,174	290	335,464
5 雑入	1,142,029	8,920	1,150,949
2 雑入	1,138,988	8,920	1,147,908
歳 入 合 計	97,745,593	180,351	97,925,944

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 保健衛生費受託事業収入	290	1 保健所業務受託事業収入 290
8 土木費雑入	8,920	8 浜園橋橋りょう整備負担金 8,920

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 総務費	11,504,753	46,800	11,551,553		
1 総務管理費	9,303,523	42,417	9,345,940		
3 広報広聴費	172,920	1,330	174,250	県支出金	10
				一般財源	1,320
7 企画費	1,533,559	41,087	1,574,646	国庫支出金	41,087
3 戸籍住民基本台帳費	887,503	4,383	891,886		
1 戸籍住民基本台帳費	887,503	4,383	891,886	国庫支出金	4,383
3 民生費	44,242,010	97,257	44,339,267		
1 社会福祉費	18,685,838	89,103	18,774,941		
1 社会福祉総務費	5,851,804	26,756	5,878,560	一般財源	26,756
4 老人福祉費	4,002,255	62,347	4,064,602	国庫支出金	1,906
				一般財源	60,441
2 児童福祉費	20,532,801	8,154	20,540,955		

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
19 扶助費	1,330	20 広聴活動事業費	1,330
12 委託料	41,087	100 システム標準化関連経費	41,087
12 委託料	4,383	50 個人番号カード等交付事務管理経費	4,383
22 償還金利子及び割引料	3,232	100 国民健康保険事業特別会計繰出金	23,540
		120 介護保険事業特別会計繰出金	△16
27 繰出金	23,524	220 介護保険低所得者保険料軽減負担金返還金	3,232
7 報償費	200	70 高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定事業費	1,906
10 需用費	7	80 神奈川県後期高齢者医療広域連合関係経費	60,441
1 消耗品費	7		
11 役務費	24		
1 通信運搬費	24		
12 委託料	1,675		
18 負担金補助及び交付金	60,441		

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						区 分	金 額
		3 母子福祉費	147,603	8,154	155,757	国庫支出金	5,710
						県支出金	1,590
						一般財源	854
		4 衛生費	13,697,768	7,619	13,705,387		
		1 保健衛生費	8,548,728	7,619	8,556,347		
		2 予防費	968,365	7,619	975,984	国庫支出金	4,973
						そ の 他	290
						一般財源	2,356
		8 土木費	7,240,959	28,675	7,269,634		
		2 道路橋りょう費	1,778,052	28,675	1,806,727		
		4 橋りょう新設改良費	25,000	28,675	53,675	そ の 他	8,920
						一般財源	19,755
		歳 出 合 計	97,745,593	180,351	97,925,944		

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 扶助費	8,154	40 母子家庭父子家庭高等職業訓練促進給付金等事業費 8,154
19 扶助費	6,726	30 感染症対策事業費 4 感染症患者医療費 7,619 7,619
22 償還金利子及び割引料	893	
12 委託料	21,175	10 浜園橋橋りょう整備事業費 28,675
21 補償補填及び賠償金	7,500	

令和8年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度茅ヶ崎市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ30,580千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,780,580千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年8月31日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 県支出金		15,526,051	7,040	15,533,091
	1 県補助金	15,526,051	7,040	15,533,091
5 繰入金		1,861,565	23,540	1,885,105
	1 一般会計繰入金	1,621,565	23,540	1,645,105
歳 入 合 計		22,750,000	30,580	22,780,580

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		400,290	7,040	407,330
	1 総務管理費	342,849	7,040	349,889
6 諸支出金		25,000	23,540	48,540
	1 償還金及び還付加算金	25,000	23,540	48,540
歳 出 合 計		22,750,000	30,580	22,780,580

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
3 県支出金	15,526,051	7,040	15,533,091
5 繰入金	1,861,565	23,540	1,885,105
歳入合計	22,750,000	30,580	22,780,580

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	400,290	7,040	407,330
6 諸支出金	25,000	23,540	48,540
歳 出 合 計	22,750,000	30,580	22,780,580

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定	財 源		一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
7,040	0	0	0
0	0	23,540	0
7,040	0	23,540	0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
3 県支出金	15,526,051	7,040	15,533,091
1 県補助金	15,526,051	7,040	15,533,091
1 保険給付費等交付金	15,526,051	7,040	15,533,091
5 繰入金	1,861,565	23,540	1,885,105
1 一般会計繰入金	1,621,565	23,540	1,645,105
1 一般会計繰入金	1,621,565	23,540	1,645,105
歳 入 合 計	22,750,000	30,580	22,780,580

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 保険給付費等 交付金	7,040	2 特別交付金	7,040
3 職員給与費等 繰入金	23,540	1 職員給与費等繰入金	23,540

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
1 総務費	400,290	7,040	407,330		
1 総務管理費	342,849	7,040	349,889		
1 一般管理費	340,280	7,040	347,320	県支出金	7,040
6 諸支出金	25,000	23,540	48,540		
1 償還金及び還付加算金	25,000	23,540	48,540		
2 償還金	0	23,540	23,540	そ の 他	23,540
歳 出 合 計	22,750,000	30,580	22,780,580		

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 使用料及び賃 借料	7,040	20 一般管理経費	7,040
22 償還金利子及 び割引料	23,540	10 返還金	23,540

令和8年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度茅ヶ崎市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ154,458千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,784,458千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年8月31日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料		4,800,385	27,443	4,827,828
	1 後期高齢者医療保険料	4,800,385	27,443	4,827,828
5 繰越金		10	127,015	127,025
	1 繰越金	10	127,015	127,025
歳 入 合 計		5,630,000	154,458	5,784,458

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連 合納付金		5,485,255	154,458	5,639,713
	1 後期高齢者医療広域連 合納付金	5,485,255	154,458	5,639,713
歳 出 合 計		5,630,000	154,458	5,784,458

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料	4,800,385	27,443	4,827,828
5 繰越金	10	127,015	127,025
歳 入 合 計	5,630,000	154,458	5,784,458

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金	5,485,255	154,458	5,639,713
歳 出 合 計	5,630,000	154,458	5,784,458

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定	財 源		一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
0	0	154,458	0
0	0	154,458	0

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
1 後期高齢者医療保険料	4,800,385	27,443	4,827,828
1 後期高齢者医療保険料	4,800,385	27,443	4,827,828
1 特別徴収保険料	2,454,503	14,133	2,468,636
2 普通徴収保険料	2,345,882	13,310	2,359,192
5 繰越金	10	127,015	127,025
1 繰越金	10	127,015	127,025
1 繰越金	10	127,015	127,025
歳 入 合 計	5,630,000	154,458	5,784,458

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分	14,133	1 現年度分 14,133
1 現年度分	13,310	1 現年度分 13,310
1 前年度繰越金	127,015	1 前年度繰越金 127,015

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
2 後期高齢者医療広域連合納付金	5,485,255	154,458	5,639,713		
1 後期高齢者医療広域連合納付金	5,485,255	154,458	5,639,713		
1 後期高齢者医療広域連合納付金	5,485,255	154,458	5,639,713	そ の 他	154,458
歳 出 合 計	5,630,000	154,458	5,784,458		

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
18 負担金補助及び交付金	154,458	10 後期高齢者医療広域連合納付金 154,458

令和8年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度茅ヶ崎市の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ647,999千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20,704,999千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年8月31日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 介護保険料		4,393,171	△25	4,393,146
	1 介護保険料	4,393,171	△25	4,393,146
2 国庫支出金		4,023,886	5,079	4,028,965
	2 国庫補助金	647,031	5,079	652,110
3 支払基金交付金		5,230,575	2,639	5,233,214
	1 支払基金交付金	5,230,575	2,639	5,233,214
4 県支出金		2,770,036	3,064	2,773,100
	2 県補助金	109,187	3,064	112,251
5 繰入金		3,615,326	△16	3,615,310
	1 一般会計繰入金	3,114,926	△16	3,114,910
6 繰越金		10	637,258	637,268
	1 繰越金	10	637,258	637,268
歳 入 合 計		20,057,000	647,999	20,704,999

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 地域支援事業費		849,171	0	849,171
	3 包括的支援事業・任意事業費	53,397	0	53,397
5 介護保険運営基金		10,511	515,089	525,600
	1 介護保険運営基金	10,511	515,089	525,600
6 諸支出金		81,684	132,910	214,594
	1 償還金及び還付加算金	6,258	132,910	139,168
歳 出 合 計		20,057,000	647,999	20,704,999

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
歳入

(単位 千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 介護保険料	4,393,171	△25	4,393,146
2 国庫支出金	4,023,886	5,079	4,028,965
3 支払基金交付金	5,230,575	2,639	5,233,214
4 県支出金	2,770,036	3,064	2,773,100
5 繰入金	3,615,326	△16	3,615,310
6 繰越金	10	637,258	637,268
歳 入 合 計	20,057,000	647,999	20,704,999

歳 出

款	補正前の額	補 正 額	計
3 地域支援事業費	849,171	0	849,171
5 介護保険運営基金	10,511	515,089	525,600
6 諸支出金	81,684	132,910	214,594
歳 出 合 計	20,057,000	647,999	20,704,999

(単位 千円)

補正額の財源内訳			
特 国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	一 般 財 源
41	0	△16	△25
8,102	0	506,987	0
0	0	132,910	0
8,143	0	639,881	△25

2 歳 入

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計
1 介護保険料	4,393,171	△25	4,393,146
1 介護保険料	4,393,171	△25	4,393,146
1 被保険者保険料	4,393,171	△25	4,393,146
2 国庫支出金	4,023,886	5,079	4,028,965
2 国庫補助金	647,031	5,079	652,110
2 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	158,814	4,575	163,389
3 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）	19,867	409	20,276
7 介護保険事業費補助金	9,702	95	9,797
3 支払基金交付金	5,230,575	2,639	5,233,214
1 支払基金交付金	5,230,575	2,639	5,233,214
1 介護給付費交付金	5,015,941	2,639	5,018,580
4 県支出金	2,770,036	3,064	2,773,100
2 県補助金	109,187	3,064	112,251
1 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	99,256	2,859	102,115
2 地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）	9,931	205	10,136
5 繰入金	3,615,326	△16	3,615,310

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 現年度分	△25	1 現年度分 △25
2 過年度分	4,575	1 過年度分 4,575
1 現年度分	△36	1 現年度分 △36
2 過年度分	445	1 過年度分 445
1 介護保険事業 費補助金	95	1 介護保険事業費補助金 95
2 過年度分	2,639	1 過年度分 2,639
2 過年度分	2,859	1 過年度分 2,859
1 現年度分	△18	1 現年度分 △18
2 過年度分	223	1 過年度分 223

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	1 一般会計繰入金	3,114,926	△16	3,114,910
	1 一般会計繰入金	3,114,926	△16	3,114,910
6 繰越金		10	637,258	637,268
	1 繰越金	10	637,258	637,268
	1 繰越金	10	637,258	637,268
歳 入 合 計		20,057,000	647,999	20,704,999

(単位 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
5 地域支援事業 繰入金（包括 的支援事業・ 任意事業）	△16	1 地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業） △16
1 前年度繰越金	637,258	1 前年度繰越金 637,258

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				区 分	金 額
3 地域支援事業費	849,171	0	849,171		
3 包括的支援事業・任意事業費	53,397	0	53,397		
1 包括的支援事業費	32,544	0	32,544	国庫支出金	43
				県支出金	△13
				そ の 他	△13
				一般財源	△17
2 任意事業費	20,853	0	20,853	国庫支出金	16
				県支出金	△5
				そ の 他	△3
				一般財源	△8
5 介護保険運営基金	10,511	515,089	525,600		
1 介護保険運営基金	10,511	515,089	525,600		
1 介護保険運営基金	10,511	515,089	525,600	国庫支出金	5,020
				県支出金	3,082
				そ の 他	506,987
6 諸支出金	81,684	132,910	214,594		
1 償還金及び還付加算金	6,258	132,910	139,168		
2 償還金	10	132,910	132,920	そ の 他	132,910
歳 出 合 計	20,057,000	647,999	20,704,999		

(単位 千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
24 積立金	515,089	10 介護保険運営基金積立金	515,089
22 償還金利子及 び割引料	132,910	10 償還金	132,910

茅ヶ崎市市税条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市市税条例（昭和25年茅ヶ崎市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第25条の9第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第37条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては200,000円」を削り、「1,500,000円」を「1,800,000円」に改める。

附則第2条の3中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

附則第2条の6第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

附則第2条の7中「又は附則第21条の8第1項」を「、附則第21条の8第1項又は附則第21条の9第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第2条の8第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

附則第2条の13中「附則第7条の2第4項」の次に「（法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」を加える。

附則第21条の3第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

附則第21条の10第2項中「附則第21条の9第1項」を「附則第21条の11第1項」に改め、同条第5項中「附則第21条の9第3項後段」を「附則第21条の11第3項後段」に改め、同条第6項中「附則第21条の9第3項前段」を「附則第21条の11第3項前段」に改め、同条を附則第21条の11とする。

附則第21条の9第2項中「附則第21条の8第1項」を「附則第21条の10第1項」に改め、同条第5項中「附則第21条の8第3項後段」を「附則第21条の10第3項後段」に改め、同条を附則第21条の10とする。

附則第21条の8第2項中「附則第21条の8第1項」を「附則第21条の9第1項」に改め、同条を附則第21条の9とする。

附則第21条の7の次に次の1条を加える。

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第21条の8 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第25条第1項及び第2項並びに第25条の4の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第25条の3の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の3に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第25条の3の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第21条の8に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第25条の8から第25条の10まで、第25条の11第1項、附則第2条の4第1項及び附則第2条の6第1項の規定の適用については、第25条の8中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の8第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第25条の9第1項前段、第25条の10、第25条の11第1項、附則第2条の4第1項及び附則第2条の6第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の8第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第25条の9第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第21条の8第1

項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

- (3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第21条の8第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若しくは附則第21条の8第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。
- (4) 附則第2条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第21条の8第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第21条の8第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第37条の改正規定及び附則第6項の規定 令和9年4月1日
 - (2) 第25条の9第2項の改正規定、附則第2条の7の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、附則第2条の8第2項、附則第2条の13及び附則第21条の3の改正規定並びに附則第4項の規定 令和10年1月1日
 - (3) 附則第2条の7の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、附則第21条の10の改正規定、同条を附則第21条の11とする改正規定、附則第21条の9の改正規定、同条を附則第21条の10とする改正規定、附則第21条の8の改正規定、同条を附則第21条の9とする改正規定及び附則第21条の7の次に1条を加える改正規定並びに附則第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第64号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日

(市民税に関する経過措置)

- 2 改正後の茅ヶ崎市市税条例（以下「新条例」という。）附則第2条の6第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同

条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

3 附則第1項第3号に掲げる規定による改正後の茅ヶ崎市市税条例附則第2条の7の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び附則第5項において「3号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例附則第21条の3第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。

5 新条例附則第21条の8の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(固定資産税に関する経過措置)

6 新条例第37条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

令和8年8月31日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方税法の改正に伴い、家屋及び償却資産に係る固定資産税の免税点を改めるとともに、個人の市民税に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長する等のため提案する。

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年茅ヶ崎市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項第2号中「85,490円」を「90,790円」に改め、同項第4号中「42,700円」を「45,400円」に改める。

第26条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「7,285」を「7,640」に、「8,850」を「9,213」に、「10,768」を「11,138」に、「11,963」を「12,293」に、「12,625」を「13,163」に、「13,098」を「13,650」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「6,110」を「6,400」に、「7,045」を「7,333」に、「7,505」を「7,775」に、「8,623」を「8,750」に、「9,270」を「9,445」に、「9,620」を「9,838」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第12条第2項及び第26条の規定は、令和8年4月1日以後に支給すべき事由が生じた介護補償及び葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償及び葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 新条例別表の規定は、令和7年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。
- 4 令和7年4月1日（介護補償にあつては、令和8年4月1日）からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、改正前の茅ヶ崎市立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧

条例」という。)の規定に基づく公務災害補償(令和7年4月1日(介護補償にあつては、令和8年4月1日)から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。)並びに旧条例の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金(令和7年4月1日前に支給すべき事由が生じたもので同日から施行日の前日までの間に係る分に限る。)として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定に基づく公務災害補償の内払とみなす。

令和8年8月31日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の改正に伴い、学校医等の公務上の災害に対する休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額並びに介護補償及び葬祭補償の額を改定するため提案する。

茅ヶ崎市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市認可地縁団体印鑑条例（平成12年茅ヶ崎市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第7条中「法第260条の2第10項の規定に基づき告示した事項に関し同条第11項」を「前条の規定により印鑑登録原票に登録された事項（同条第3号、第4号又は第6号から第8号までに掲げる事項に限る。以下この条において「登録事項」という。）に関し法第260条の2第11項又は地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第18条の3第7項」に改め、「印鑑登録原票の」を削る。

第14条中「地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第1号ト」を「地方自治法施行規則第18条の3第1項第7号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年8月31日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法施行規則の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例（令和6年茅ヶ崎市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「当分の間」を「令和10年3月31日までの間」に改め、「規定」の次
に「（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数
に関する部分に限る。）」を加える。

附則に次の1項を加える。

- 3 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがある
ときは、当分の間、改正後の第30条第2項、第32条第2項、第45条第2項及び第
48条第2項の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の
数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、改正前の第30条第2
項、第32条第2項、第45条第2項及び第48条第2項の規定（満4歳以上の児童に
対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この条例の
施行の日以後においても、なおその効力を有する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和8年8月31日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び家庭的保育事業等の設備及び運
営に関する基準の一部を改正する内閣府令の改正に伴い、満3歳以上満4歳未満の児童に
対し保育を提供する保育士等の数に関する経過措置の期限を定めるため提案する。

茅ヶ崎市景観条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市景観条例（平成 2 0 年茅ヶ崎市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条各号列記以外の部分中「第 1 6 条第 7 項第 1 1 号」を「第 1 6 条第 8 項第 1 2 号」に改める。

附 則

この条例は、都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 3 号）の施行の日から施行する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、景観法の改正に伴い、所要の規定を整備するため提案する。

茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例（昭和 4 1 年茅ヶ崎市条例第 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条中「3 1 5, 0 0 0 円」を「3 3 0, 0 0 0 円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第 1 8 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以後に支給すべき事由の生じた茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例第 4 条第 7 号に規定する葬祭補償（以下「葬祭補償」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 令和 8 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において改正前の茅ヶ崎市消防団員等公務災害補償条例第 1 8 条又は附則第 3 7 項の規定に基づき葬祭補償（令和 8 年 4 月 1 日から施行日の前日までの間に支給すべき事由の生じたものであって、かつ、その額が 6 6 0, 0 0 0 円未満であるものに限る。）として支払われた金額は、新条例第 1 8 条の規定に基づく葬祭補償の内払とみなす。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

茅ヶ崎市 長 佐 藤 光

提案理由

本案は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員等に係る葬祭補償の額を改定するため提案する。

動産の取得について

次のとおり財産を取得する。

令和8年8月31日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- 1 動 産 の 名 称 高度救命処置用資機材
- 2 契 約 方 法 一般競争入札
- 3 契 約 金 額 27,021,434円
- 4 納 入 期 限 令和8年12月18日
- 5 契 約 の 相 手 方 神奈川県横浜市中区かもめ町6
日本船舶薬品株式会社 横浜支店
支店長 鳥居 大輔

提案理由

本案は、高度救命処置用資機材の取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案する。

令和 7 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計利益の処分について

令和 7 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計未処分利益剰余金を別紙剰余金処分計算書のとおり処分する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方公営企業法第 3 2 条第 2 項の規定により提案する。

令和 7 年度茅ヶ崎市公共下水道事業剰余金処分計算書

(単位 円)

	資本金	資本剰余金	未処分利益剰余金
当年度末残高	19,481,911,916	3,557,413,247	899,479,429
議会の議決による処分額	445,535,311	0	△ 899,479,429
減債積立金の積立	0	0	△ 453,944,118
資本金への組入	445,535,311	0	△ 445,535,311
処分後残高	19,927,447,227	3,557,413,247	(繰越利益剰余金) 0

和解について

次のとおり和解する。

令和8年8月31日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

- 1 損害賠償の額 金496,155円
- 2 損害賠償の相手方 市外在住の男性
- 3 損害賠償の理由

令和8年3月20日午後4時05分頃、寒川町倉見800番地先において、寒川警備第二課職員が運転する消防車が交差点で停止中、当方車両の助手席側より右折してきた貨物トラックとの接触を避けるため後退したところ、後続に停止していた相手方車両に衝突し、損害を与えたため、これに対する修理費等を賠償するものです。

提案理由

本案は、公用車の事故について和解を成立させるため提案する。

市道路線の廃止について

次のとおり市道路線を廃止する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

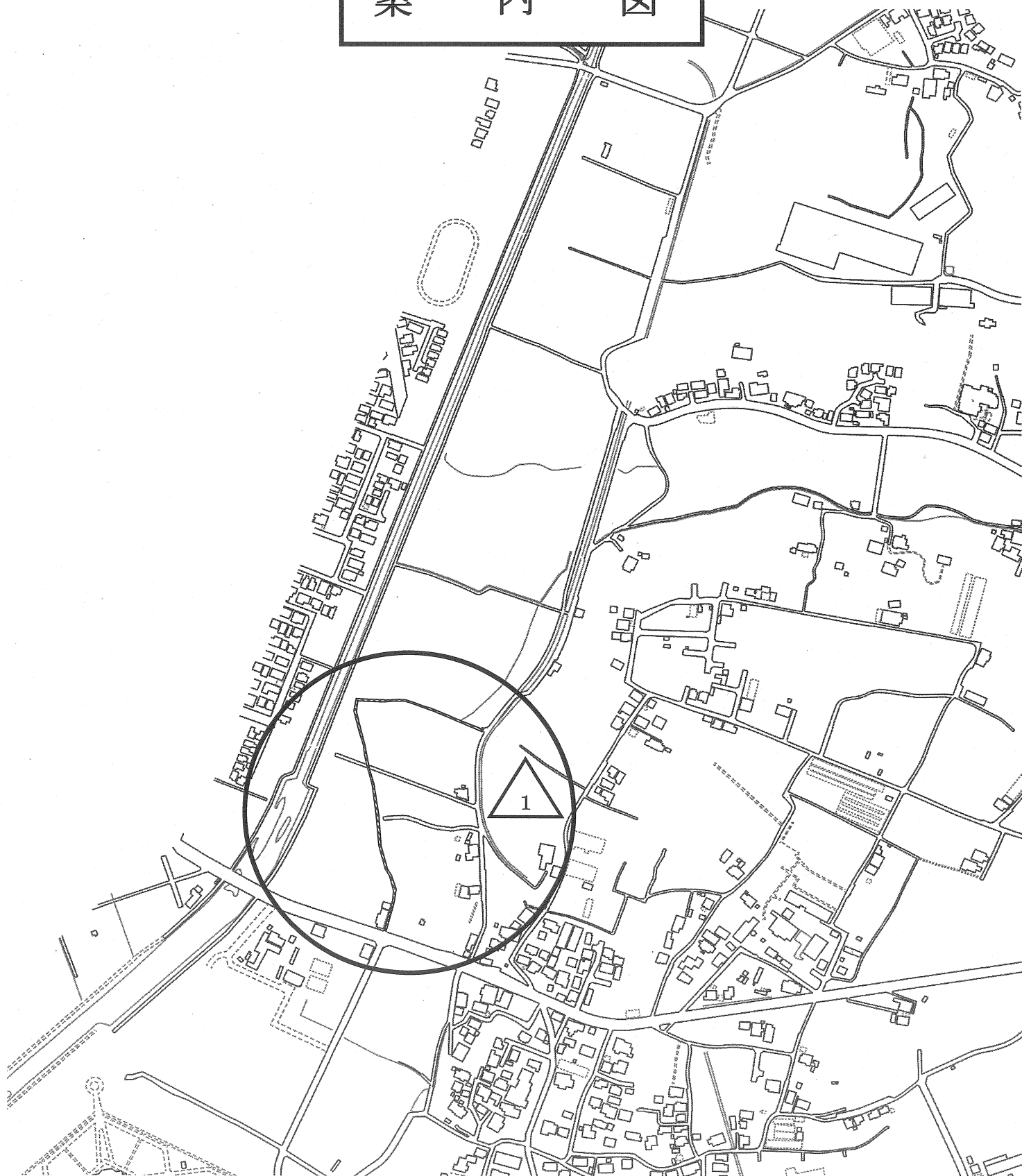
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
	8 1 2 2 号 線	下 寺 尾 字 北 方 9 8 4 番 1 地 先	行 谷 字 広 町 2 7 番 1 地 先	m 356.85	m 1.82

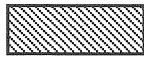
提案理由

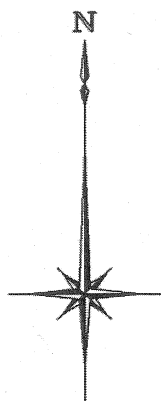
本案は、一般交通の用に供する必要がなくなった市道路線を廃止するため、道路法第 10 条第 3 項の規定により提案する。

案 内 図



略 図

整理番号 **1** 8122号線
 廃止する部分 



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

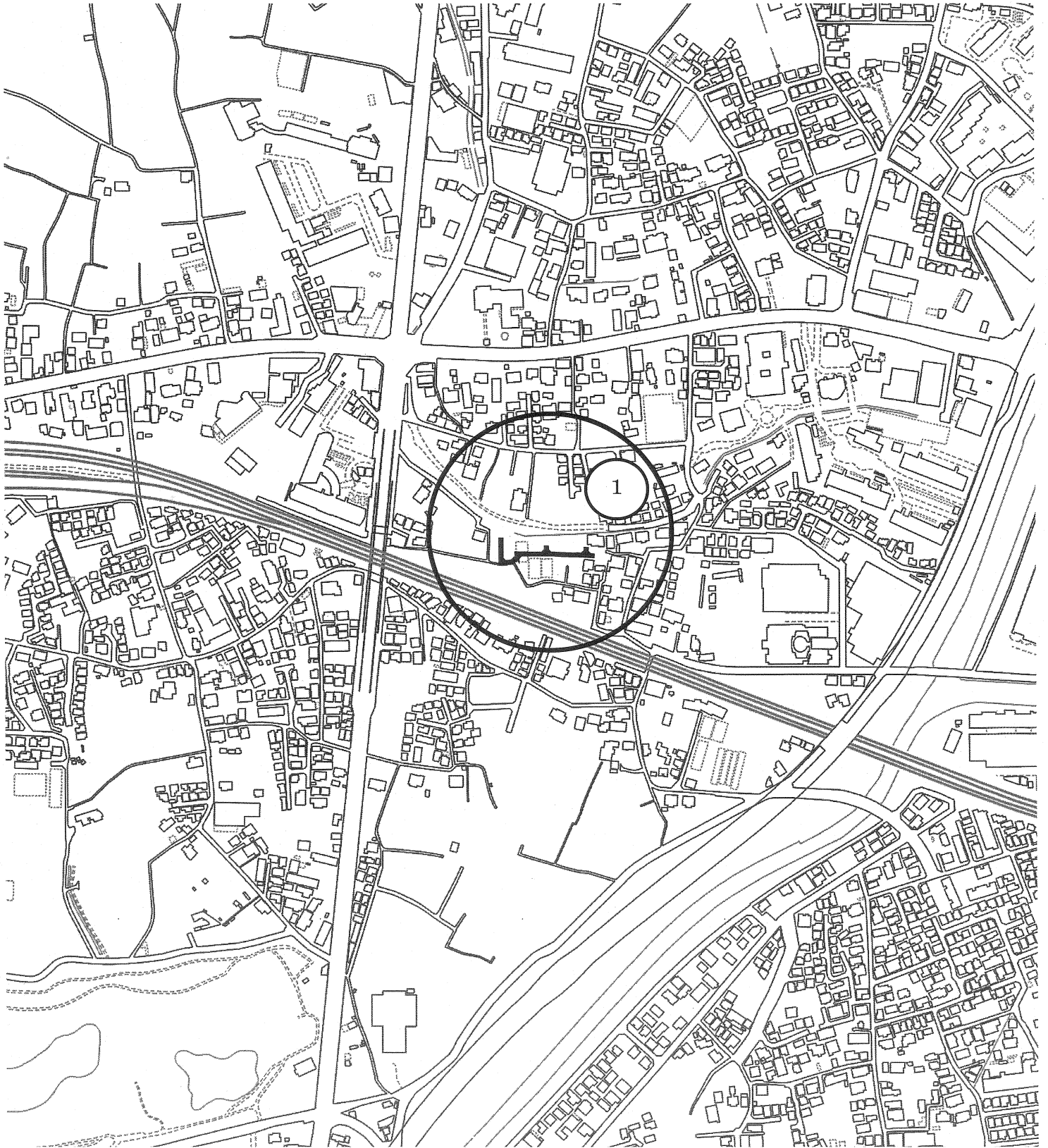
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整 理 番 号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
①	2 7 3 1 号 線	中 島 字 池 ノ 上 1 0 7 0 番 4 地 先	中 島 字 池 ノ 上 1 0 7 2 番 1 2 地 先	m 122.14	4.20 m ~ 4.51

提案理由

本案は、株式会社マーケットトラストが築造し、令和 8 年 4 月 2 9 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

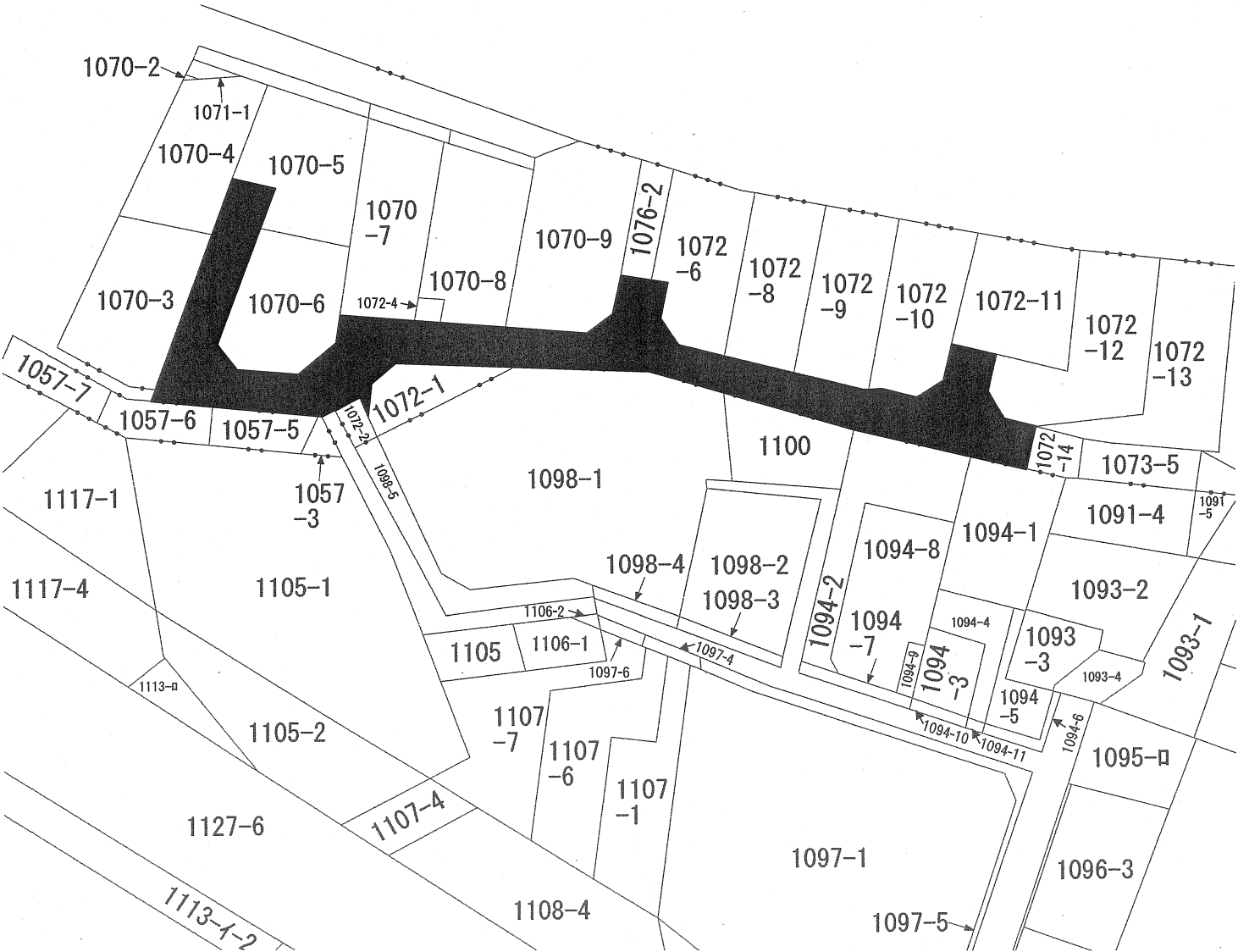
案 内 図



議案第 117 号の 1 資料

公 函 写

整理番号①2731号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

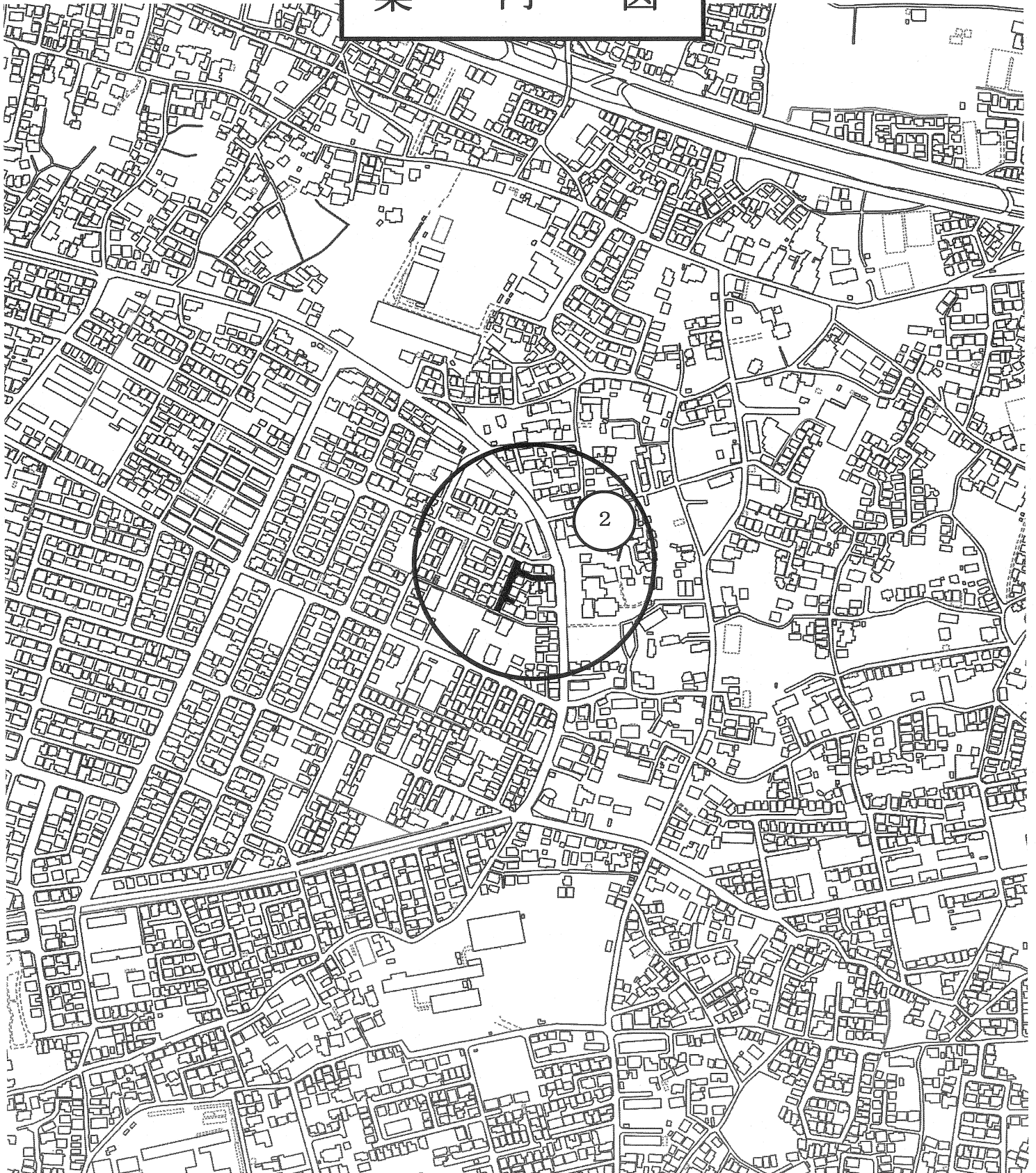
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整 理 番 号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
②	3 5 4 0 号 線	室 田 二 丁 目 3 3 1 番 4 地 先	室 田 二 丁 目 3 2 5 番 1 3 地 先	m 98.39	4.21 m ~ 6.22

提案理由

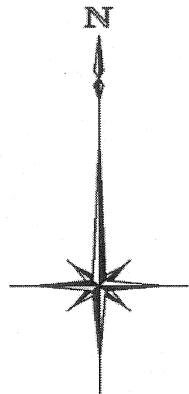
本案は、吉田建設株式会社及び吉田ハウジング株式会社から本市に寄附された道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案 内 図



寫 函 公

整理番号②3540号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

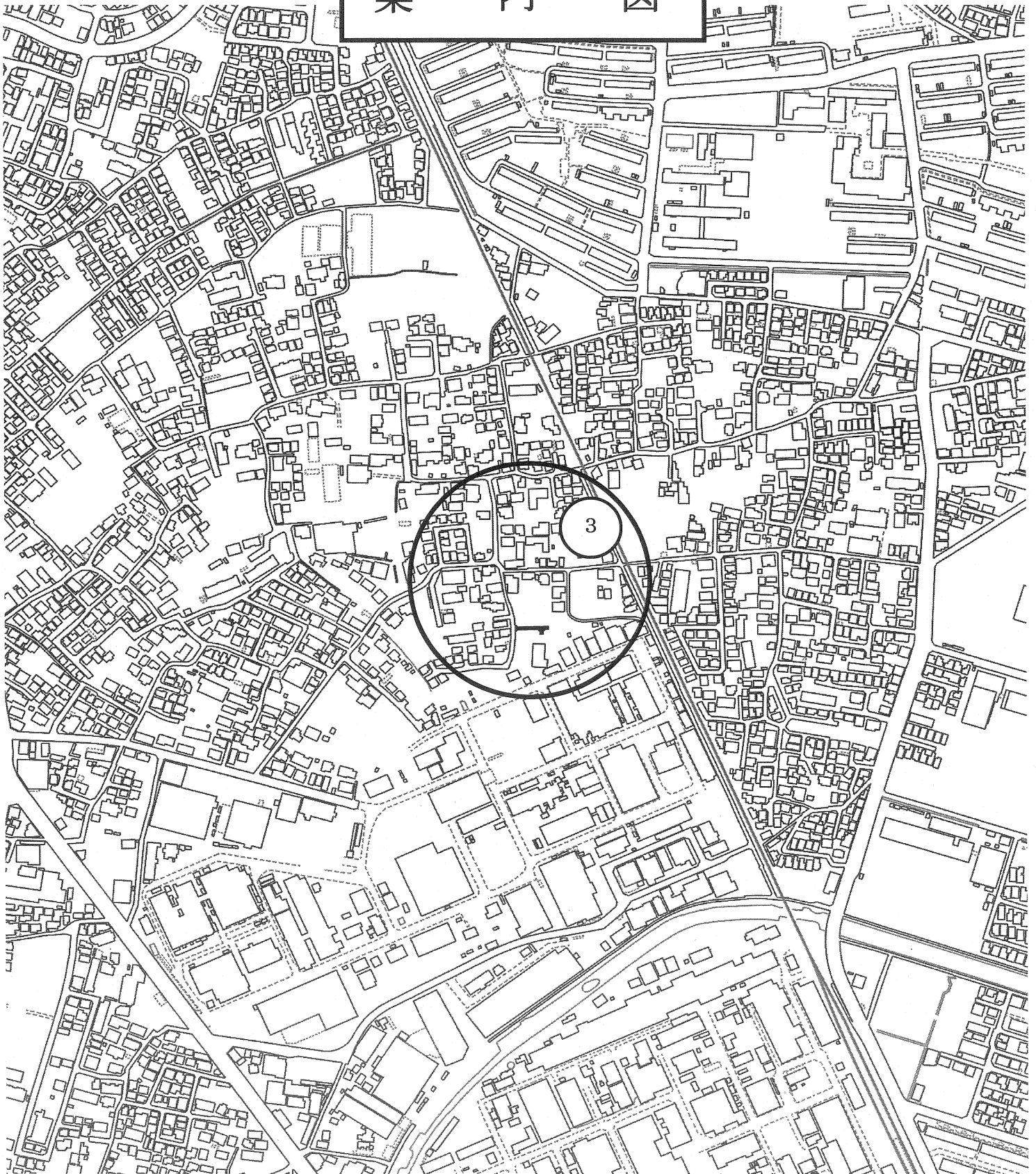
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
③	4 2 2 2 号線	円 蔵 字 小 井 戸 2 8 0 番 2 4 地 先	円 蔵 字 小 井 戸 2 8 0 番 1 8 地 先	m 40.48	4.50 m ~ 4.51

提案理由

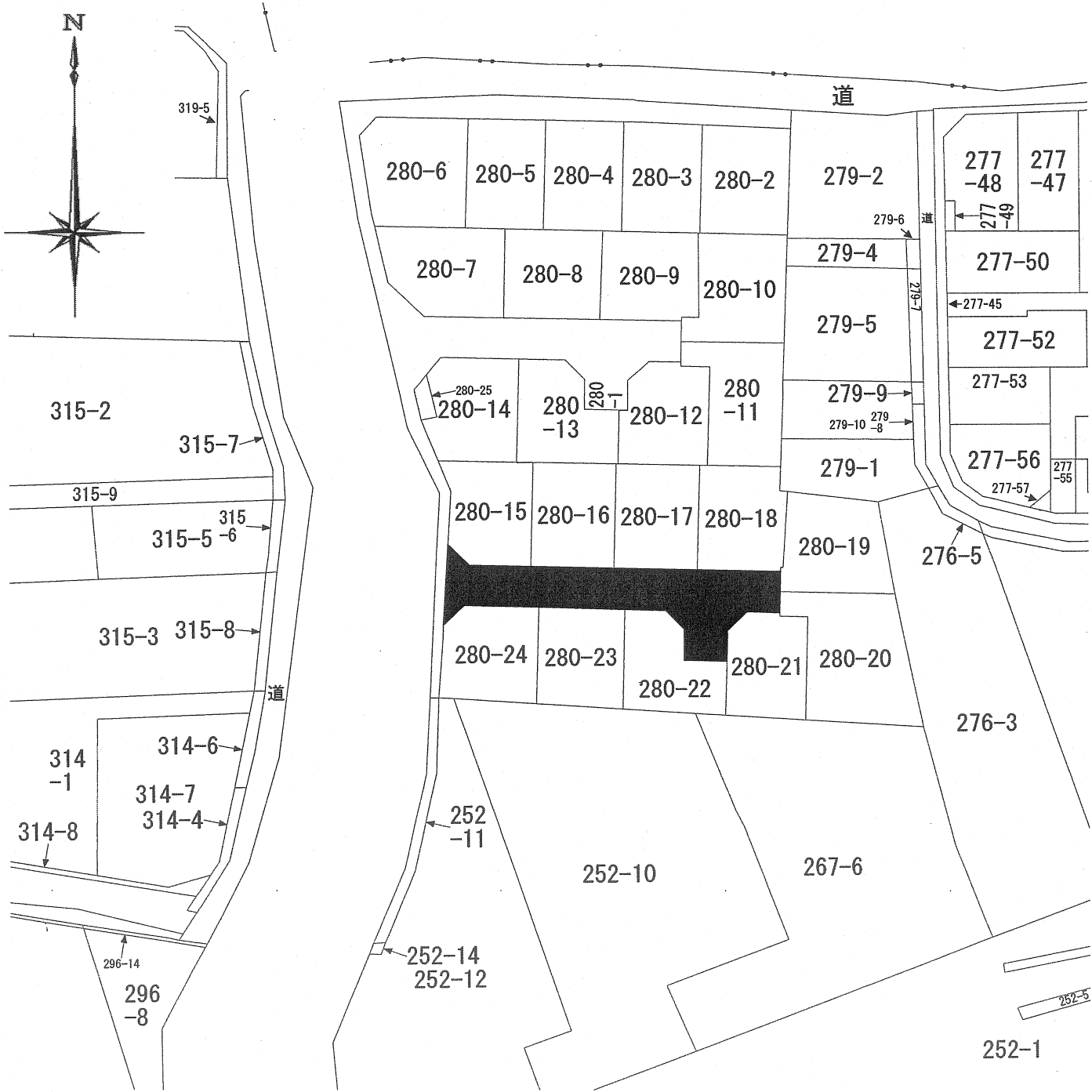
本案は、株式会社南ハウジングが築造し、令和 8 年 6 月 2 6 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案内図



寫 圖 公

整理番号③4222号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

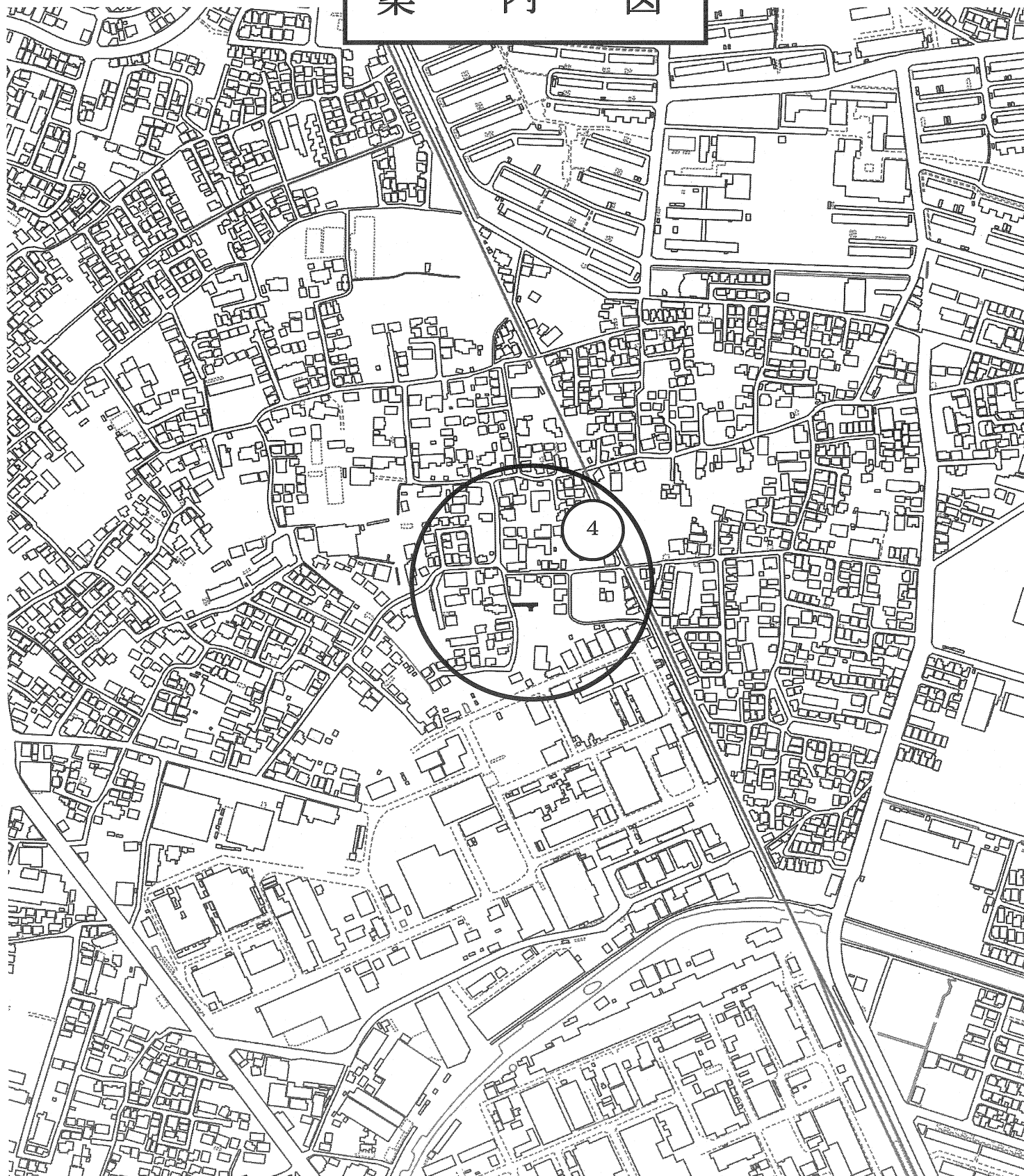
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
④	4 2 2 3 号線	円 蔵 字 小 井 戸 2 8 0 番 2 5 地 先	円 蔵 字 小 井 戸 2 8 0 番 9 地 先	m 33.50	4.50 m ~ 4.51

提案理由

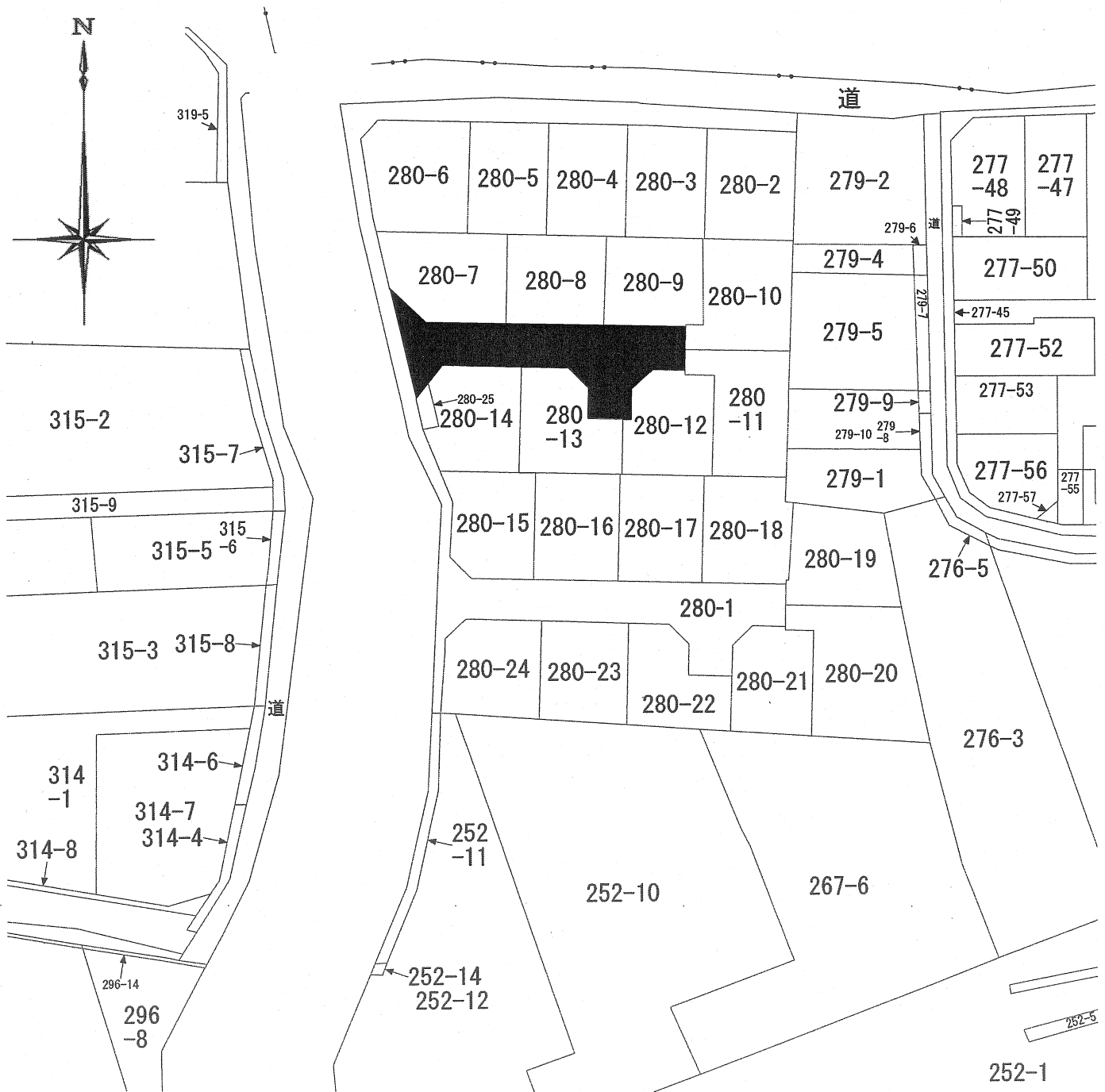
本案は、株式会社南ハウジングが築造し、令和 8 年 6 月 2 6 日に本市に帰属した道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案 内 図



公 図 写

整理番号④4223号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

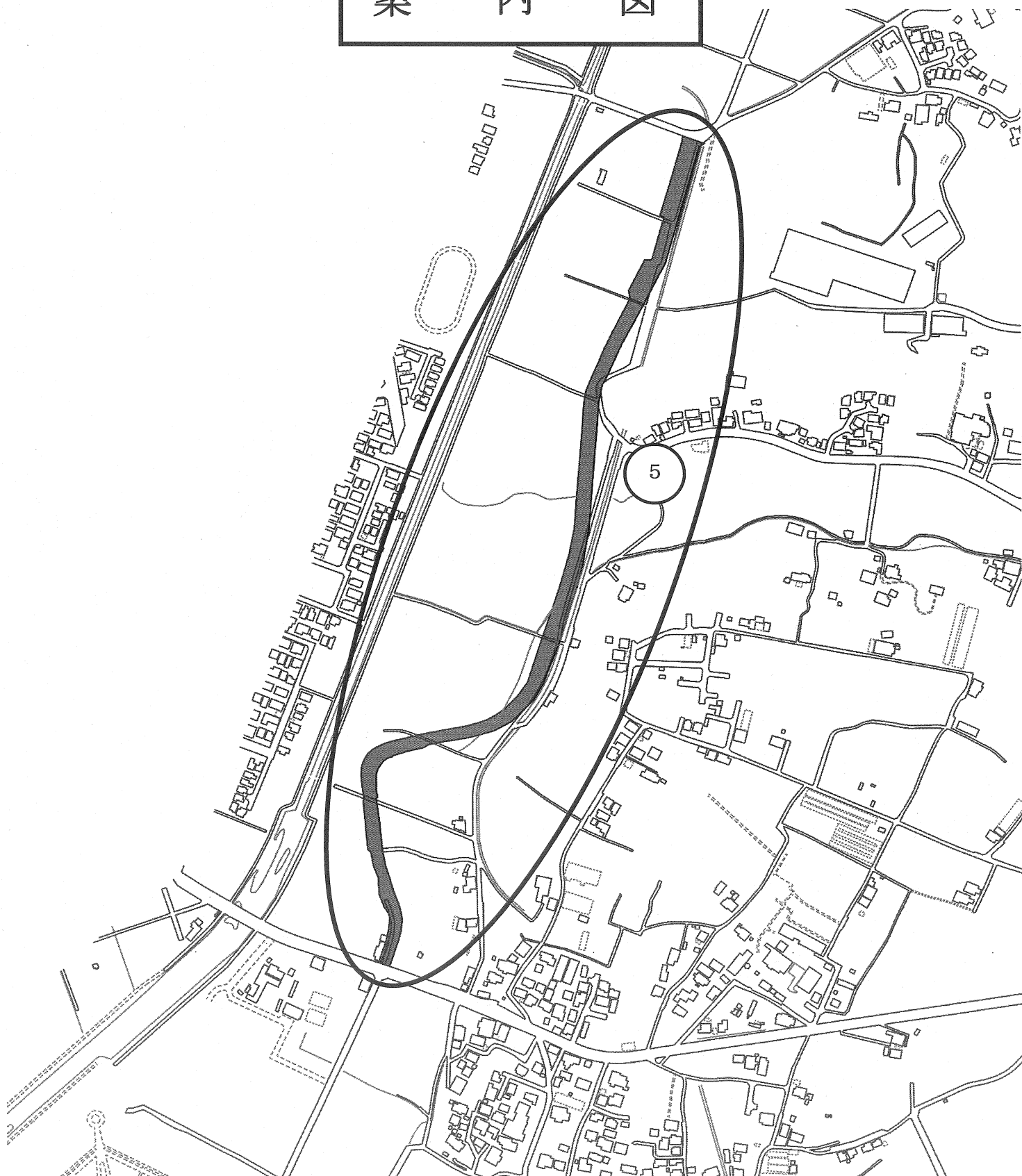
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑤	8 5 9 7 号 線	下 寺 尾 字 北 方 9 8 3 番 1 地 先	芹 沢 字 臼 久 保 3 8 4 5 番 2 地 先	m 918.68	10.50 m 〜 18.76

提案理由

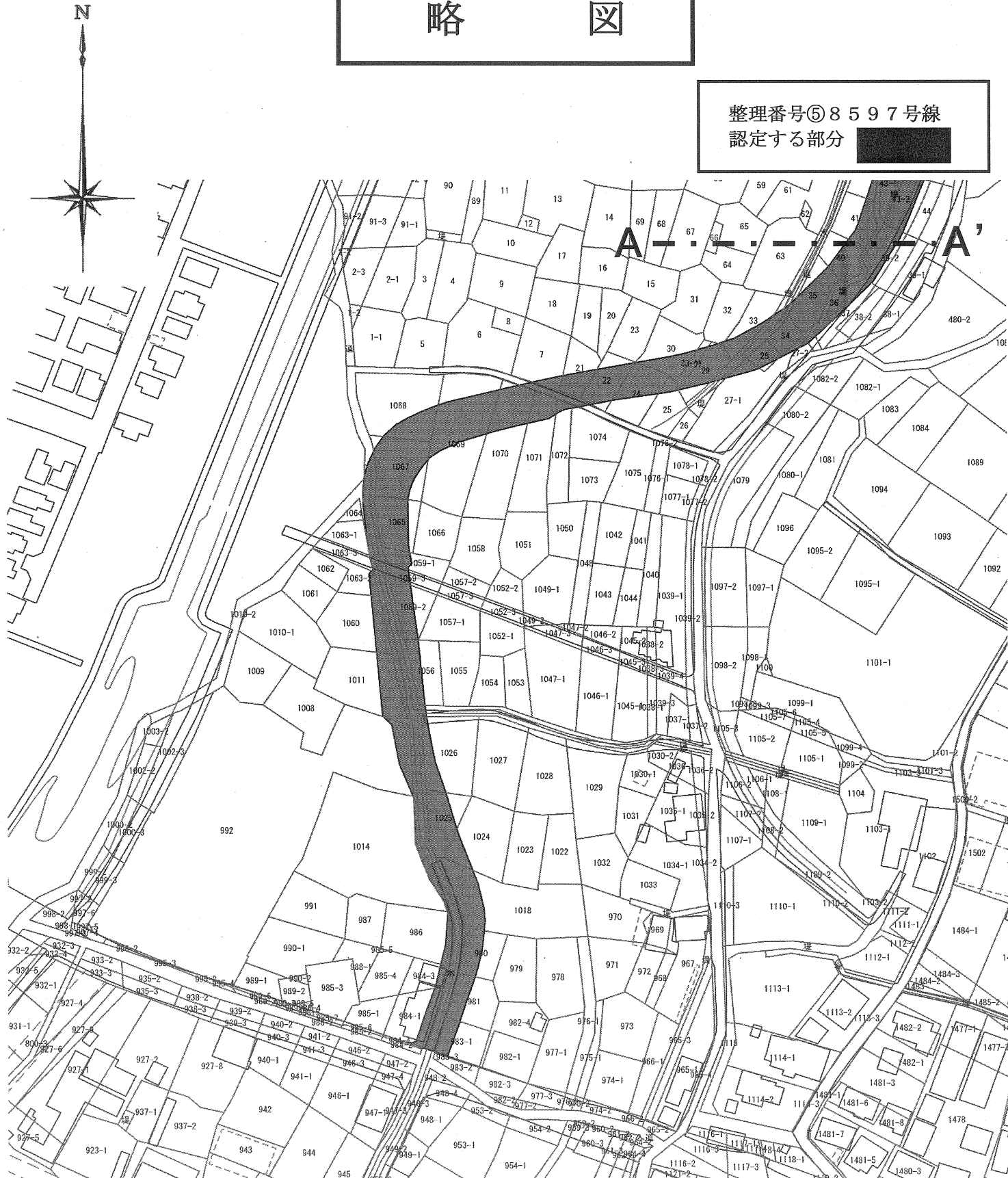
本案は、市道の再編成及び下寺尾芹沢線の一部を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案内図



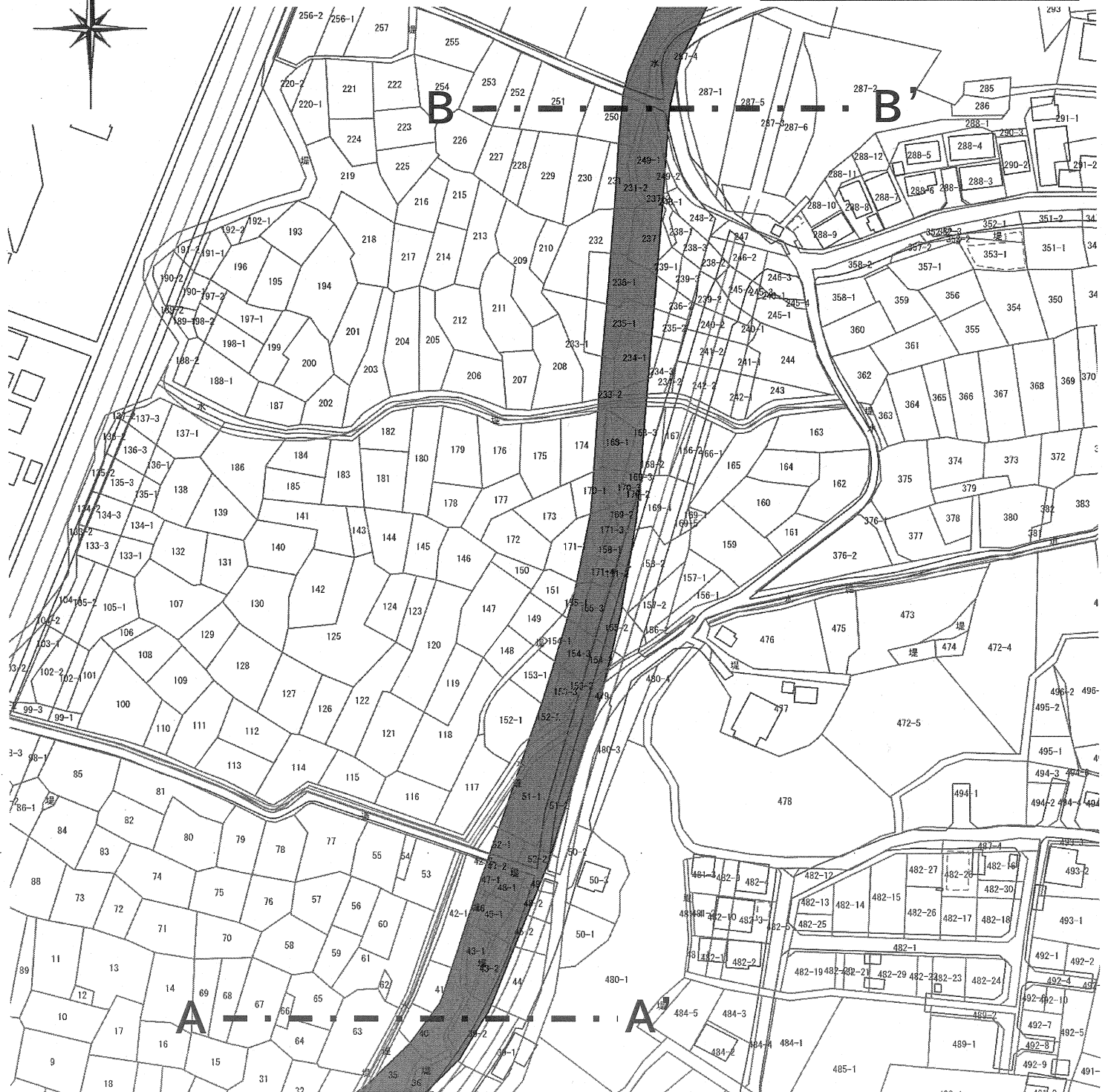
略 図

整理番号⑤ 8 5 9 7 号線
認定する部分



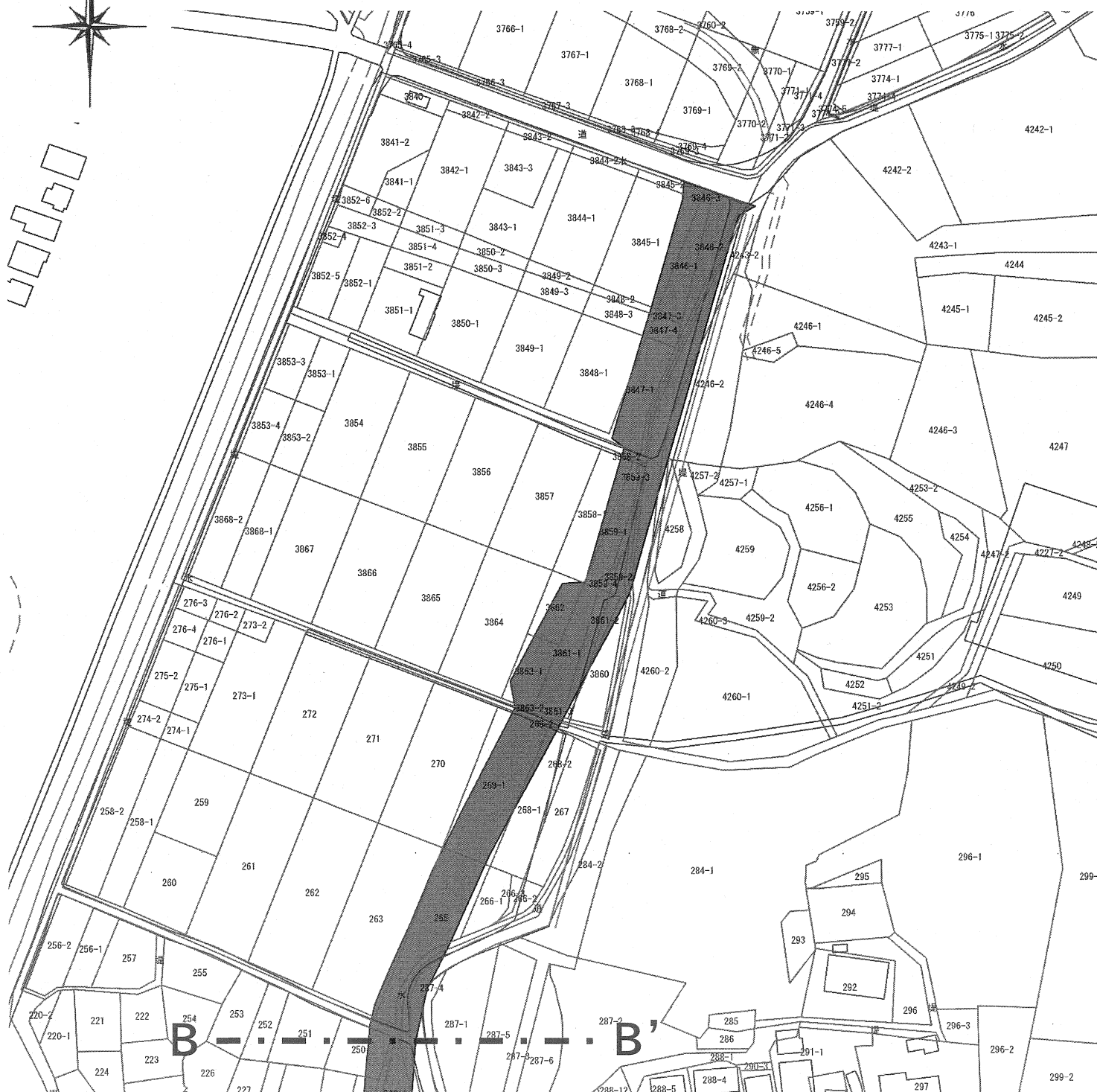
略 図

整理番号⑤8597号線
認定する部分



略 図

整理番号⑤8597号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

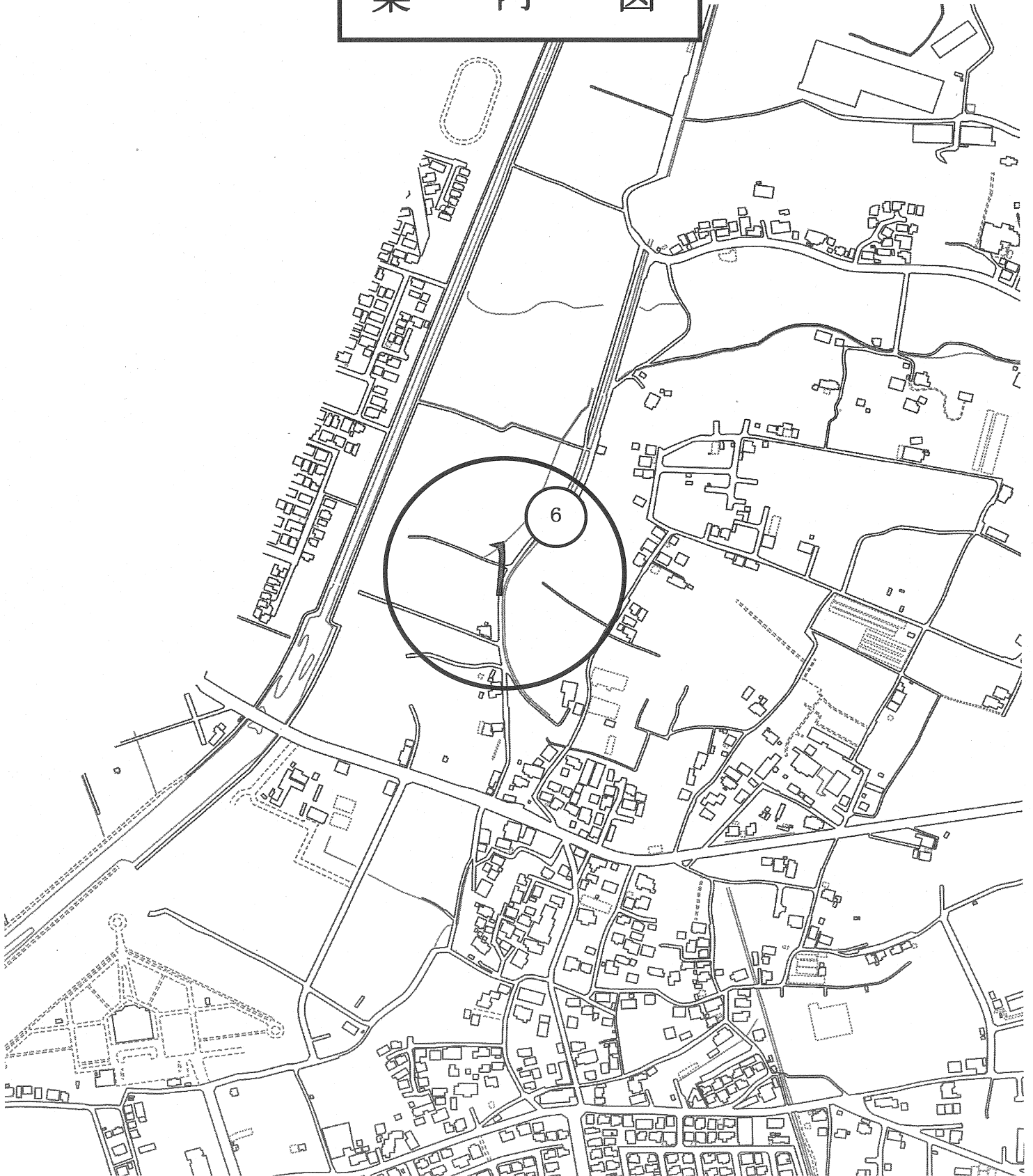
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑥	8 5 9 8 号 線	下 寺 尾 字 北 方 1 0 7 9 番 地 先	行 谷 字 広 町 2 5 番 1 地 先	m 37.60	m 5.00

提案理由

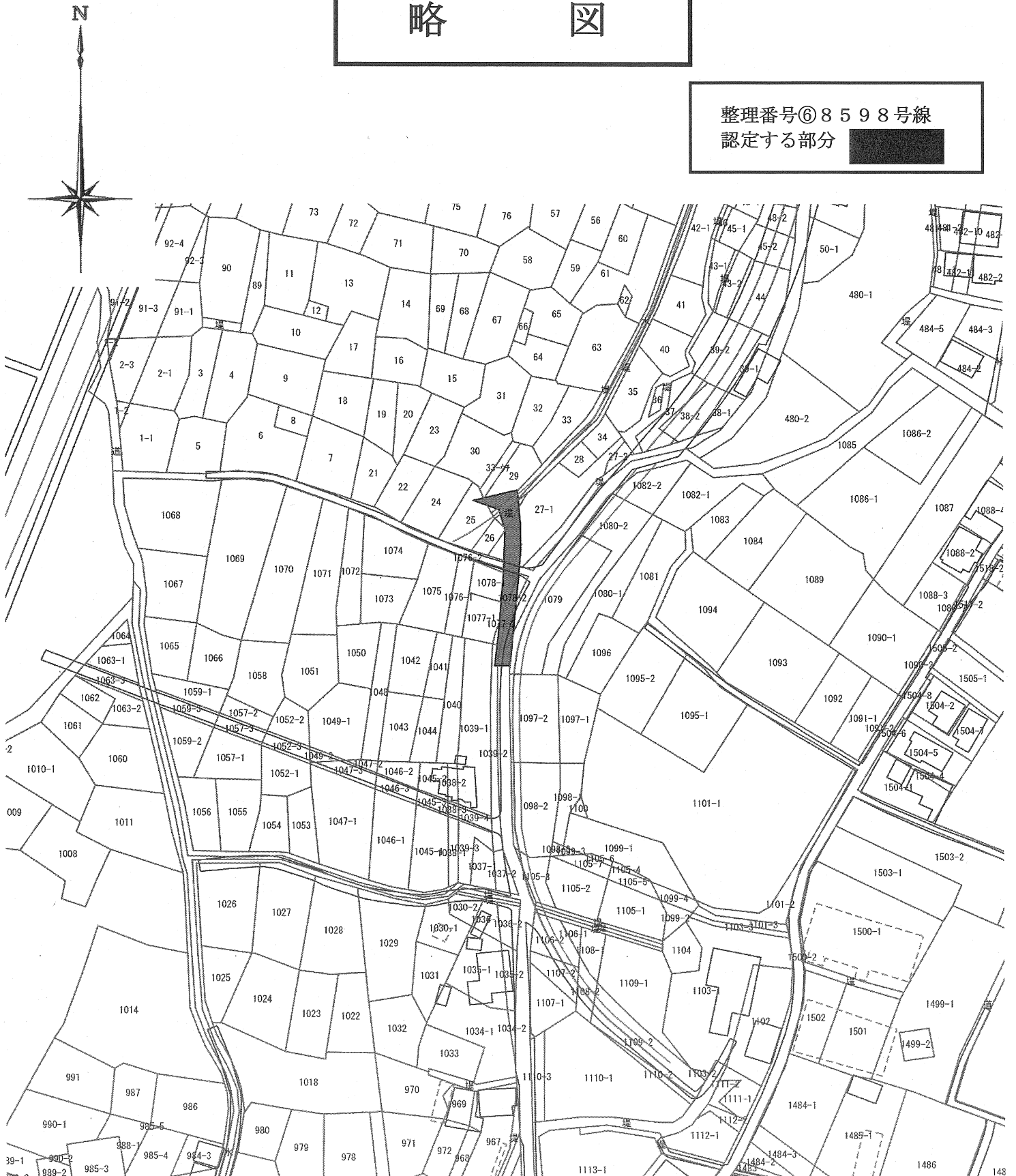
本案は、市道 8 1 1 9 号線から市道 8 5 9 7 号線に接続する道路を市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案内図



略 図

整理番号⑥8598号線
認定する部分



市道路線の認定について

次のとおり市道路線を認定する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

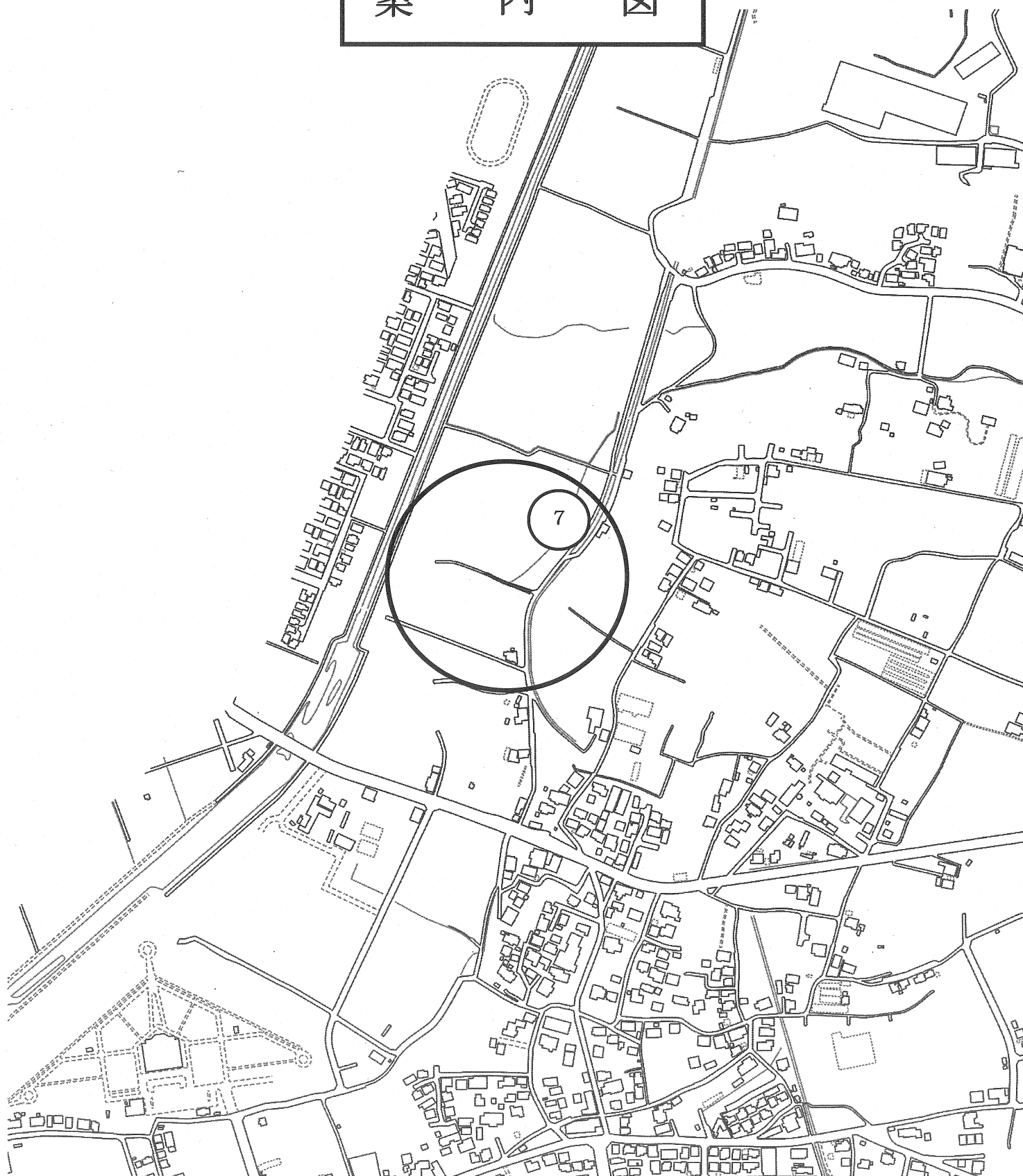
茅ヶ崎市長 佐 藤 光

整理 番号	路 線 名	起 点	終 点	延 長	幅 員
⑦	8 5 9 9 号線	行 谷 字 広 町 2 7 番 1 地 先	下 寺 尾 字 北 方 1 0 7 4 番 地 先	m 42.15	2.16 m ~ 3.59

提案理由

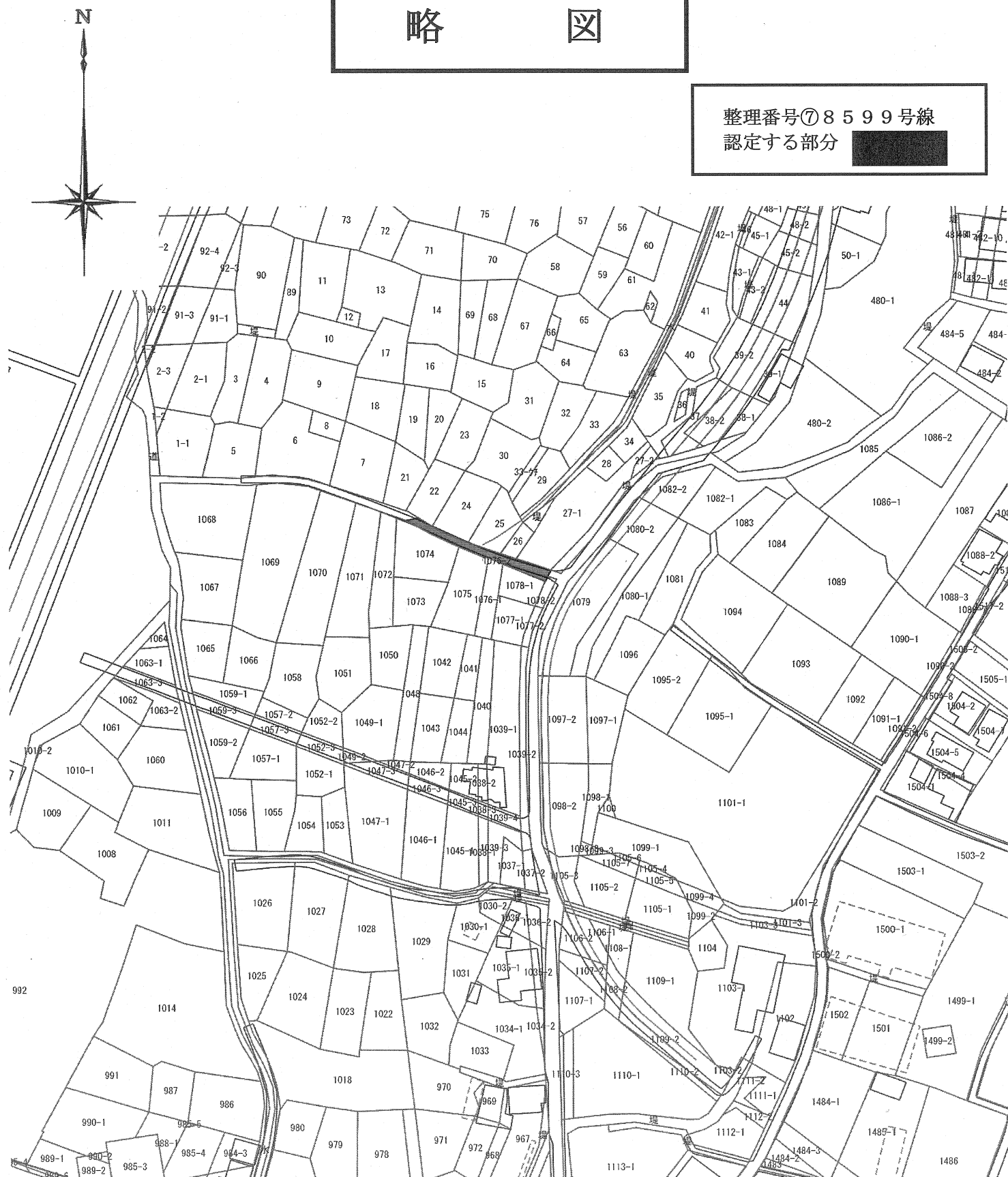
本案は、市道 8 1 2 2 号線の廃止に伴い、新たな市道路線として認定するため、道路法第 8 条第 2 項の規定により提案する。

案 内 図



略 図

整理番号⑦ 8 5 9 9 号線
認定する部分



令和 7 年度茅ヶ崎市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度茅ヶ崎市一般会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により提案する。

令和 7 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度茅ヶ崎市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により提案する。

令和 7 年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度茅ヶ崎市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により提案する。

令和 7 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 7 年度茅ヶ崎市介護保険事業特別会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第 2 3 3 条第 3 項の規定により提案する。

令和7年度茅ヶ崎市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

令和7年度茅ヶ崎市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和8年8月31日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

提案理由

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により提案する。

令和 7 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算の認定について

令和 7 年度茅ヶ崎市公共下水道事業会計決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により提案する。

令和 7 年度茅ヶ崎市病院事業会計決算の認定について

令和 7 年度茅ヶ崎市病院事業会計決算は、別冊のとおりにつき認定されたい。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

提案理由

本案は、地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定により提案する。

令和7年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費精算報告について

令和7年度茅ヶ崎市一般会計予算の継続費の精算について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により報告する。

令和8年8月31日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和7年度茅ヶ崎

款	項	事業名	年度	全 体 計 画				
				年割額	左 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国 県 支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	1 総務管理費	体育館管理運営経費 (総合体育館非常用 発電設備更新工事)	令和6年度					
			令和7年度	603,990,000		603,900,000		90,000
			計	603,990,000		603,900,000		90,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	道路橋りょう総務管理経費 (茅ヶ崎ツインウェイヴ 地下道上屋改修工事)	令和6年度	245,608,000	104,450,000	127,000,000		14,158,000
			令和7年度	74,619,000	31,750,000	38,500,000		4,369,000
			計	320,227,000	136,200,000	165,500,000		18,527,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	浜園橋橋りょう整備事業 (取付道路工)	令和5年度					
			令和6年度	230,000,000	7,370,000	135,900,000	71,555,000	15,175,000
			令和7年度	20,000,000		12,400,000	6,222,000	1,378,000
			計	250,000,000	7,370,000	148,300,000	77,777,000	16,553,000
10 教育費	2 小学校費	学校施設整備事業 (円蔵小学校西棟・ 中棟大規模改修工事)	令和6年度					
			令和7年度	321,628,000		241,200,000	80,428,000	
			計	321,628,000		241,200,000	80,428,000	
10 教育費	2 小学校費	予 防 保 全 事 業 (茅ヶ崎小学校給食調理場 エレベーター改修工事)	令和5年度					
			令和6年度	50,765,000		45,600,000		5,165,000
			令和7年度					
			計	50,765,000		45,600,000		5,165,000
10 教育費	2 小学校費	予 防 保 全 事 業 (香川小学校給食調理場 エレベーター改修工事)	令和6年度					
			令和7年度	53,389,000		48,000,000		5,389,000
			計	53,389,000		48,000,000		5,389,000

市 継 続 費 精 算 報 告 書

(単位 円)

実 績					比 較				
支出済額	左 の 財 源 内 訳				年割額と支出済額の差	左 の 財 源 内 訳			
	特 定 財 源			一般財源		特 定 財 源			一般財源
	国 県 支出金	地 方 債	そ の 他			国 県 支出金	地 方 債	そ の 他	
462,000,000		462,000,000			141,990,000		141,900,000		90,000
462,000,000		462,000,000			141,990,000		141,900,000		90,000
44,360,000		39,900,000		4,460,000	201,248,000	104,450,000	87,100,000		9,698,000
238,230,000	91,530,000	106,900,000		39,800,000	△ 163,611,000	△ 59,780,000	△ 68,400,000		△ 35,431,000
282,590,000	91,530,000	146,800,000		44,260,000	37,637,000	44,670,000	18,700,000		△ 25,733,000
68,640,000		61,700,000		6,940,000	161,360,000	7,370,000	74,200,000	71,555,000	8,235,000
148,275,600	8,400,000	62,600,000	70,183,853	7,091,747	△ 128,275,600	△ 8,400,000	△ 50,200,000	△ 63,961,853	△ 5,713,747
216,915,600	8,400,000	124,300,000	70,183,853	14,031,747	33,084,400	△ 1,030,000	24,000,000	7,593,147	2,521,253
283,144,400		212,300,000	70,844,400		38,483,600		28,900,000	9,583,600	
283,144,400		212,300,000	70,844,400		38,483,600		28,900,000	9,583,600	
					50,765,000		45,600,000		5,165,000
49,498,900		44,500,000		4,998,900	△ 49,498,900		△ 44,500,000		△ 4,998,900
49,498,900		44,500,000		4,998,900	1,266,100		1,100,000		166,100
26,400,000		23,700,000		2,700,000	26,989,000		24,300,000		2,689,000
26,400,000		23,700,000		2,700,000	26,989,000		24,300,000		2,689,000

令和7年度茅ヶ崎市健全化判断比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和7年度決算による茅ヶ崎市の健全化判断比率を次のとおり報告する。

令和8年8月31日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和7年度茅ヶ崎市健全化判断比率報告書

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	5.0	20.3
(11.25)	(16.25)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「—」を記載する。
- 2 早期健全化基準を括弧内に記載する。

令和7年度茅ヶ崎市資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、令和7年度決算による茅ヶ崎市の資金不足比率を次のとおり報告する。

令和8年8月31日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

令和7年度茅ヶ崎市資金不足比率報告書

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
公 共 下 水 道 事 業 会 計	—	4,257,316千円
病 院 事 業 会 計	—	13,029,296千円

備考

- 1 資金不足額がない場合は、「—」を記載する。
- 2 「備考」欄には、資金不足比率の算定に用いた、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）第17条第1号の規定により算定した事業の規模について注記する。

専決処分の報告について

次のとおり令和8年7月2日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和8年8月31日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金27,912円
- 2 損害賠償の相手方 市外在住の女性
- 3 損害賠償の理由

令和8年1月24日午後1時00分頃、新栄町8番6号地先において、自転車等の放置禁止区域を示した看板が倒れ、相手方にあたり負傷したため、これに対する治療費等を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和8年7月8日専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和8年8月31日提出

茅ヶ崎市長 佐藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金412,090円
- 2 損害賠償の相手方 市内の法人
- 3 損害賠償の理由

令和8年3月16日午後4時35分頃、梅田中学校のソフトボール部が打撃練習をしていたところ、ボールが防球ネットを外れて校外へ飛翔し、市立体育館敷地内に駐車していた相手方車両に当たり、損害を与えたため、これに対する修理費等を賠償したものです。

専決処分の報告について

次のとおり令和 8 年 7 月 8 日専決処分したので、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 8 月 3 1 日提出

茅ヶ崎市長 佐 藤 光

本市の義務に属する損害賠償の額を次のように定める。

- 1 損害賠償の額 金 1 3 , 2 0 0 円
- 2 損害賠償の相手方 市内在住の女性
- 3 損害賠償の理由

令和 8 年 5 月 2 9 日午前 7 時 1 0 分頃、萩園 3 0 2 8 番地 3 9 において、小和田警備第一課職員が運転する救急車が停車するため後退し、相手方敷地内に埋設している量水器の上蓋を通過した際、車両荷重により損害を与えたため、これに対する修理費を賠償したものです。